

「金沢区寄り添い型生活・学習支援事業運営業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、金沢区入札参加資格審査・指名業者委選定委員会要綱第8条の規定に基づき、「金沢区寄り添い型生活・学習支援事業運営業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、当該実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案者は、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
- (2) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、法人が持つノウハウやアイデアを活かした支援が提供できること
- (3) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体等と連携・協力し、効果的な支援が行えること
- (4) 契約締結日までに、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は契約を締結するまでの間に搭載されることが見込まれること。当該契約に対応する登録種目・細目コードは、「333 福祉サービス Z その他」又は「350 その他の委託等 Z その他委託」であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (6) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 法人の概要・業績実績
- (2) 事業実施方針
- (3) 事業実施内容
- (4) 事業実施体制
- (5) 事業管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) その他業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業実績
 - (2) 事業実施方針の妥当性・実現性
 - (3) 事業実施内容と実施手法の妥当性・実現性
 - (4) 事業実施体制の妥当性・実現性
 - (5) 事業管理運営体制の妥当性・実現性
 - (6) 収支予算書の妥当性
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書に基づく提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価の採点が同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 5 提案者が1者の場合にも、評価を実施する。ただし、評価委員会の合計点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が総配点の6割に満たない場合は受託候補者としなない。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、委員構成は次のとおりとする。
- | | |
|------|-----------------|
| 委員長 | 金沢区副区長 |
| 副委員長 | 金沢区福祉保健センター担当部長 |
| 委員 | 金沢区総務課長 |
| | 金沢区福祉保健課長 |
| | 金沢区生活支援課長 |
| | 金沢区こども家庭支援課長 |
| | 金沢区学校連携・こども担当課長 |
- 3 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 4 委員長は、評価結果を金沢区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(選定の効力)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者(以下、「特定者」という。)の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年間とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、法人が次の各号のいずれかに該当し、受託者として適当でないと認めるときは、法人の選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業の運営にあたり、区との連携・協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、契約の継続が困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区が認めるとき

(その他)

第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

(附 則)

この要領は、平成29年11月22日から施行する。